

## 26 畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 186,374 (176,272) 百万円】

### 対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

### <背景/課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

### 政策目標

- 生乳の生産量 (745万トン (平成25年度) →750万トン (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万トン (平成25年度) →52万トン (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万トン (平成25年度) →131万トン (平成37年度))
- 鶏卵の生産量 (252万トン (平成25年度) →241万トン (平成37年度))

### <主な内容>

#### 1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向け生乳)について生産者補給金等を交付するとともに、その取引価格が低落した場合の補填を行います。

加工原料乳生産者補給金等 (所要額) 36,292 (36,991) 百万円  
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続

補助率: 定額、3/4以内

事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、対象事業者

#### (関連対策)

#### 飼料生産型酪農経営支援事業

6,960 (6,960) 百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金(1.5万円/1ha)を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。

補助率: 定額

事業実施主体: 都道府県協議会、生乳生産者

[平成30年度予算の概要]

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	(所要額)	19,944	(19,941)	百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	(所要額)	17,584	(17,570)	百万円
補助率：定額、3/4以内				
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体				

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の9割(補填率9割は、平成30年度に限った措置)を補填金として交付します。(一部の県において地域算定を実施します。)

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)	(所要額)	97,726	(86,942)	百万円
補助率：定額、3/4以内				
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者				

4. 養豚経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業(豚マルキン)	(所要額)	9,966	(9,966)	百万円
補助率：定額、1/2以内				
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、肉豚生産者				

5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業	4,862	(4,862)	百万円
補助率：定額、3/4以内、1/4以内			
事業実施主体：民間団体等			

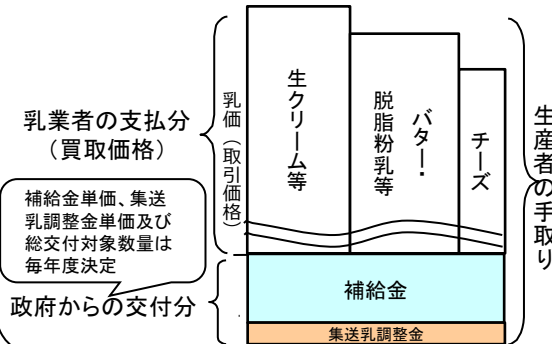
お問い合わせ先：			
1の事業	生産局牛乳乳製品課	(03-3502-5987)	
2、5の事業	生産局食肉鶏卵課	(03-3502-5989)	
3、4の事業(関連対策を含む)			
	生産局畜産企画課	(03-3502-5979)	

# 酪農の経営安定対策について

## 加工原料乳生産者補給金制度

生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、集送乳が確実にいえるよう、指定事業者に対して集送乳調整金を交付。

30年度総交付対象数量340万トン、生産者補給金単価8.23円/kg、集送乳調整金単価2.43円/kg



### 【補給金の要件】

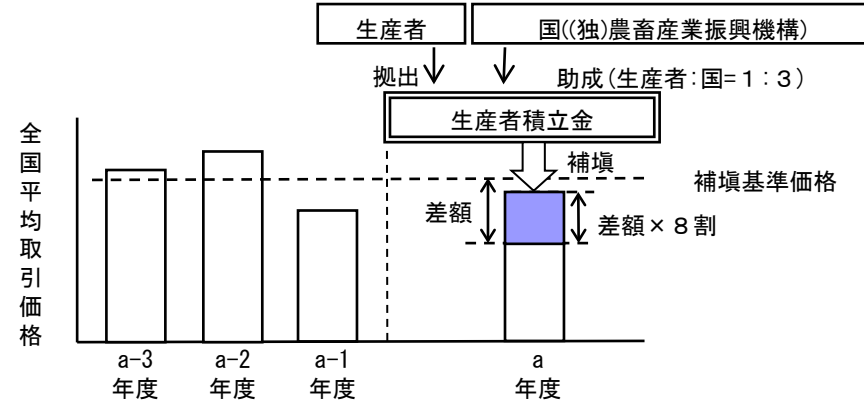
- 毎年度、生乳の年間販売計画を提出すること
- 年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引という要件を満たすこと

### 【集送乳調整金の要件】

- 集送乳経費がかさむ地域を含む都道府県単位以上（一又は二以上の都道府県）の区域内で集乳を拒否しない
- 集送乳経費の算定方法等を基準に従い規定

## 加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格）が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。



## 飼料生産型酪農経営支援事業(関連対策)

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付（1.5万円／1ha）。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金を追加交付（3万円／1ha）。

### ○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a／頭、都府県で10a／頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

### ○ 交付金単価

- ・ 飼料作付面積 1.5万円／1ha
- ・ 飼料作付の拡大面積 1.5万円+3万円／1ha(追加交付)

# 肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

## 肉用牛繁殖経営対策

(子牛価格)

発動基準

### 肉用牛繁殖経営支援事業

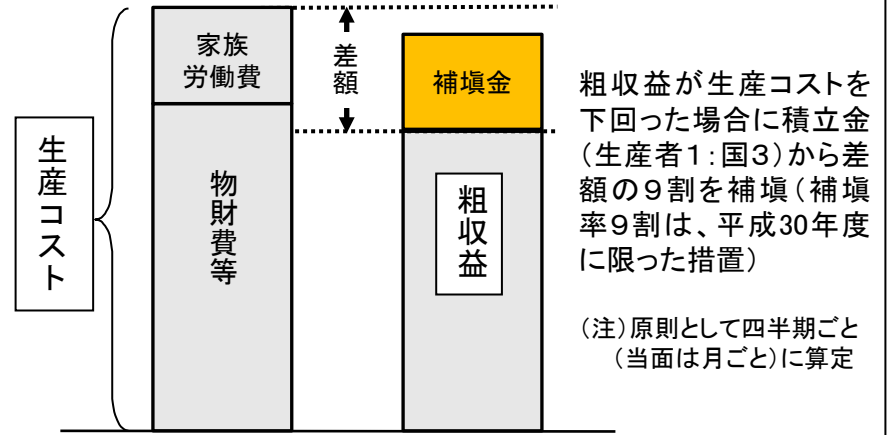
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

保証基準価格

### 肉用子牛生産者補給金制度

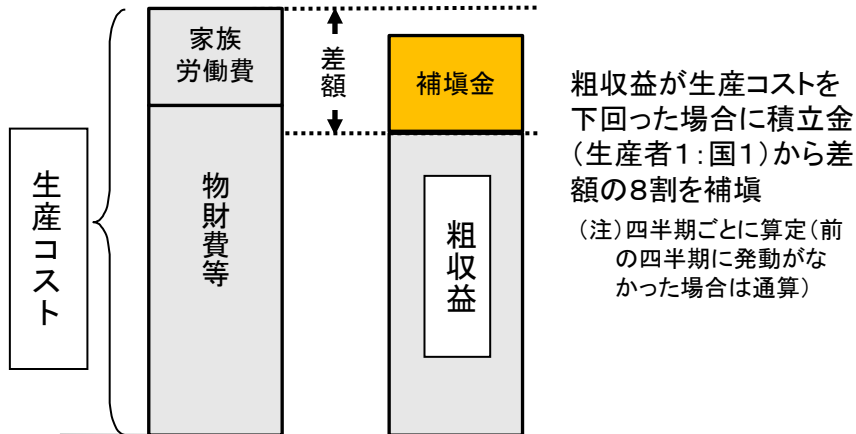
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付

## 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)



※一部の県において地域算定を実施

## 養豚経営安定対策事業(豚マルキン)



## 鶏卵生産者経営安定対策事業

